

本市における地球温暖化対策の あり方について

平成30年9月3日

1. 地球温暖化による影響
2. 市域の温室効果ガス排出量
3. 本市における地球温暖化対策
4. 地球温暖化対策を推進するための条例
5. (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム
6. 主な論点

1. 地球温暖化による影響

(1) 世界の状況

□ 地球温暖化が進むほど、様々なリスクが高まると予測されている

[リスクの例]

- 氷河の融解
- 豪雨による洪水
- 農産物の収量や品質の悪化
- 熱中症による健康被害 など



崩落する氷河



洪水被害の例

パリ協定（平成28年11月4日発効）

- 気温上昇を2℃未満に抑える（1.5℃に抑える努力を追及）
- 世界の温室効果ガス排出量が減少方向へ転換する時期を早める
- 5年毎に、すべての国がより高い目標を設定し実施状況を報告



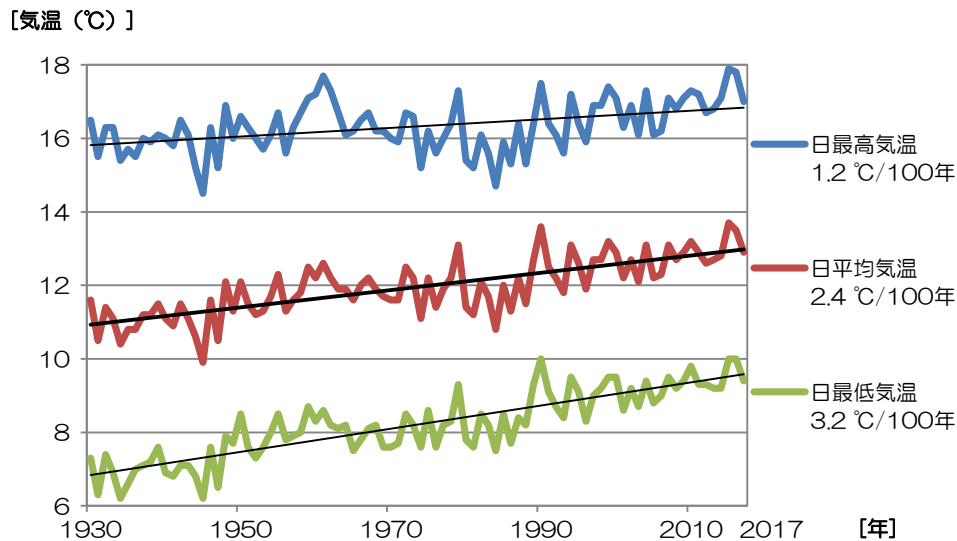
日本は2030年度（平成42年度）に▲26.0%（平成25年度比）とする削減目標を提出

【写真出典】（左）全国地球温暖化防止活動推進センター
（右）国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所

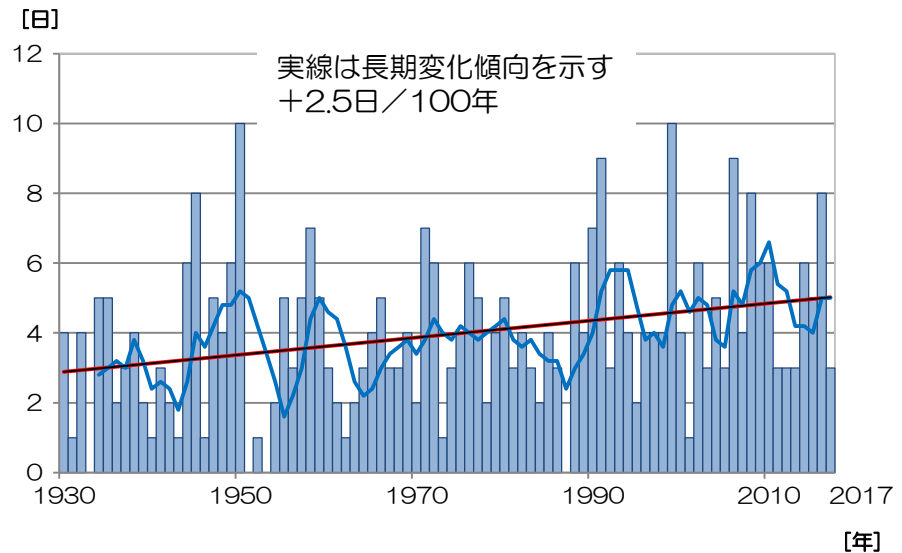
1. 地球温暖化による影響

(2) 仙台市における気候変動とその影響

- 仙台市においても、日最高気温、日平均気温、日最低気温が上昇傾向にある
- 大雨日数も増加傾向にあり、局所的かつ短時間での集中的な大雨など極端現象（異常気象）が懸念される



仙台における年平均気温の変化傾向



仙台における日降水量50mm以上の年間日数

[出典] 気温・降水量ともに仙台管区気象台データを加工

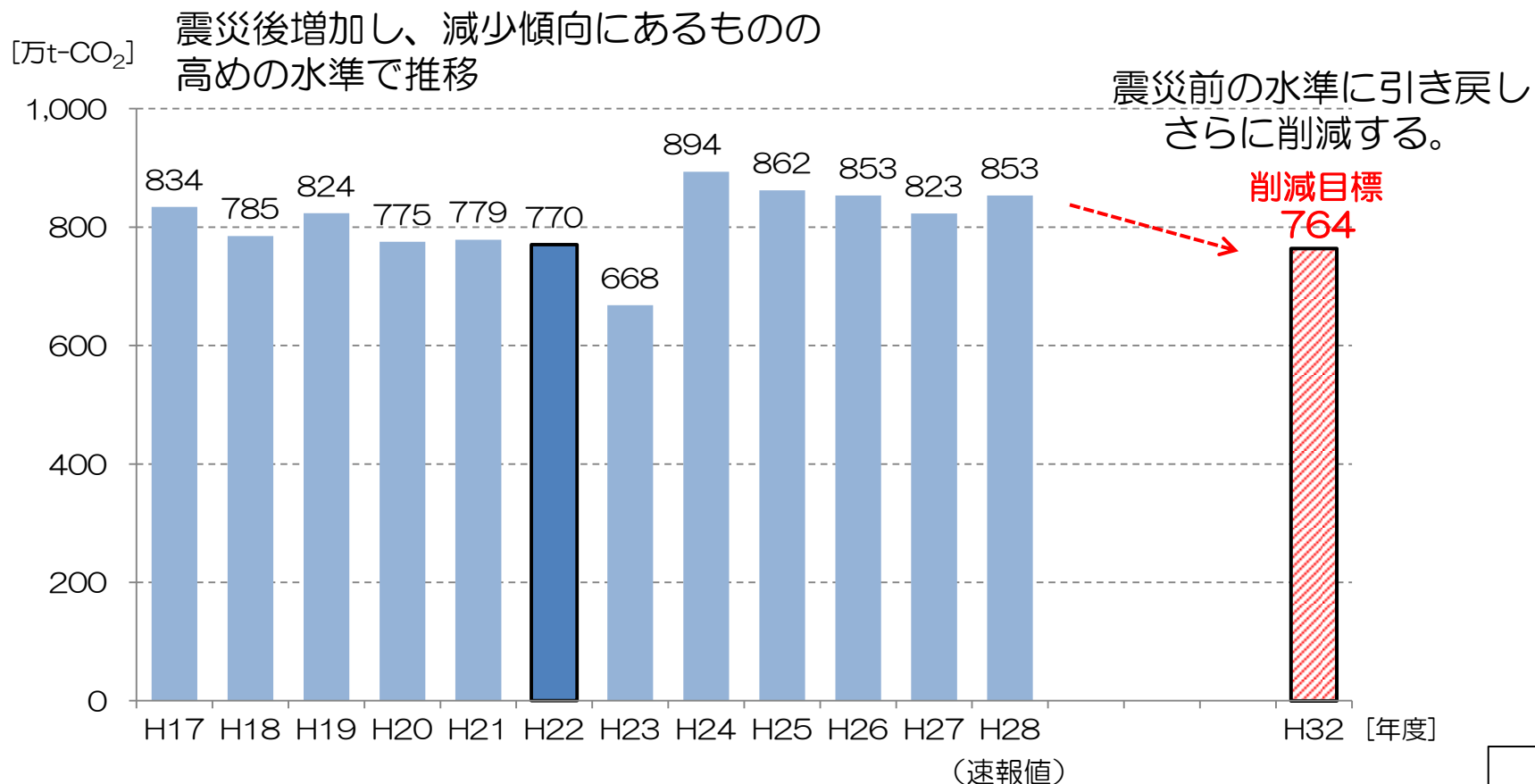
2. 市域の温室効果ガス排出量

(1) 温室効果ガス排出量の推移と削減目標

- 「仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020」策定（平成28年3月）

削減目標

平成32年度に平成22年度比で、0.8%以上削減
国の目標に5%上積みした水準から目標年度に換算し設定



2. 市域の温室効果ガス排出量

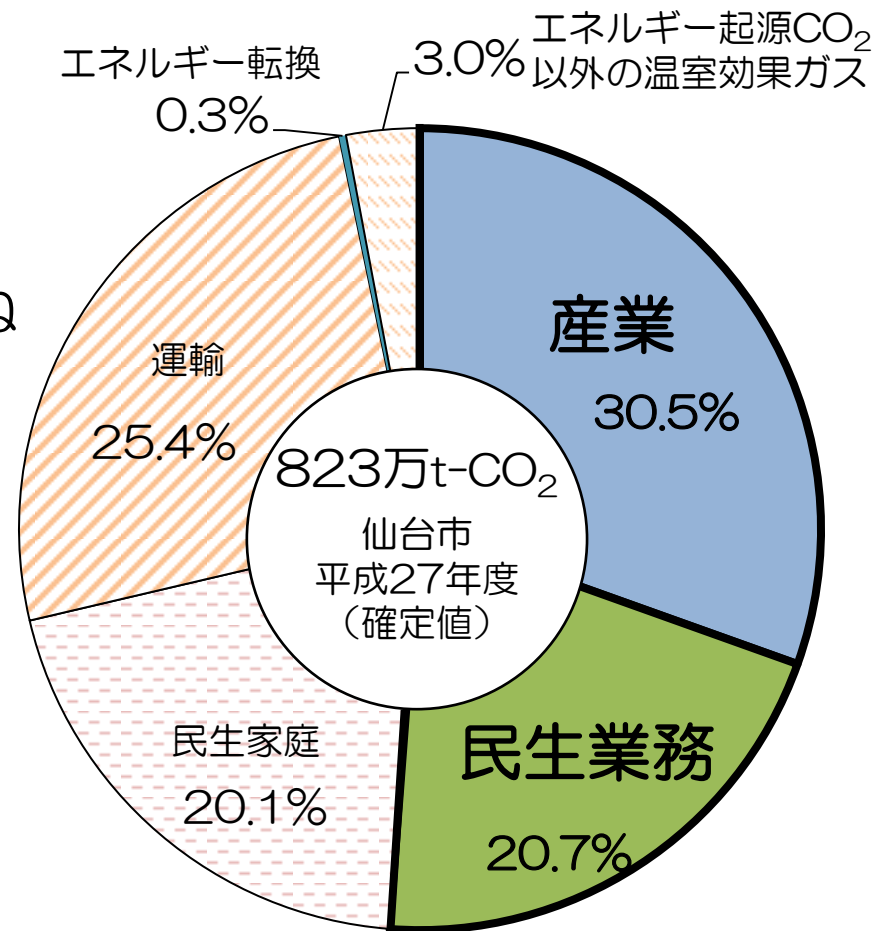
(2) 温室効果ガス排出量の内訳

- 事業者（産業と民生業務）が全体の約51%
- うち、一定量以上のエネルギーを使用する事業所*のみで全体のおおむね4分の1を占める



市域の排出削減を効果的に進めるためには

事業者の温室効果ガス、エネルギーコスト削減に向けた仕組みが必要



*原油換算1,500kL以上のエネルギーを使用し「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」の指定を受けている工場等。環境省が公表している最新データ（平成26年度）では仙台市内に87事業所。

3. 本市における地球温暖化対策

(1) 温室効果ガス削減に向けた主な取り組み（市民等）

- 「仙台市地球温暖化対策推進計画2016-2020」に基づき、重点プロジェクトに掲げる取り組みなどを実施

市民等を対象とした取り組み

熱エネルギー有効活用支援補助制度

- 熱エネルギーを有効活用するための設備導入や断熱改修等の支援

せんだいE-Action

- 市民・事業者・市の協働による、3E（省エネ・創エネ・蓄エネ）の普及啓発

低炭素な交通利用へのシフト

- 地下鉄やバス等の公共交通機関の利用を促進

3. 本市における地球温暖化対策

(2) 温室効果ガス削減に向けた主な取り組み（事業者・市）

事業者を対象とした取り組み

温室効果ガス及びエネルギーコスト削減のための
仕組みづくり

- （仮称）温室効果ガス削減アクションプログラムの導入に向けたモデル事業の実施

低炭素型ボイラー転換補助制度

- 温室効果ガス排出量の少ない低炭素型ボイラーへの転換支援

市の取り組み

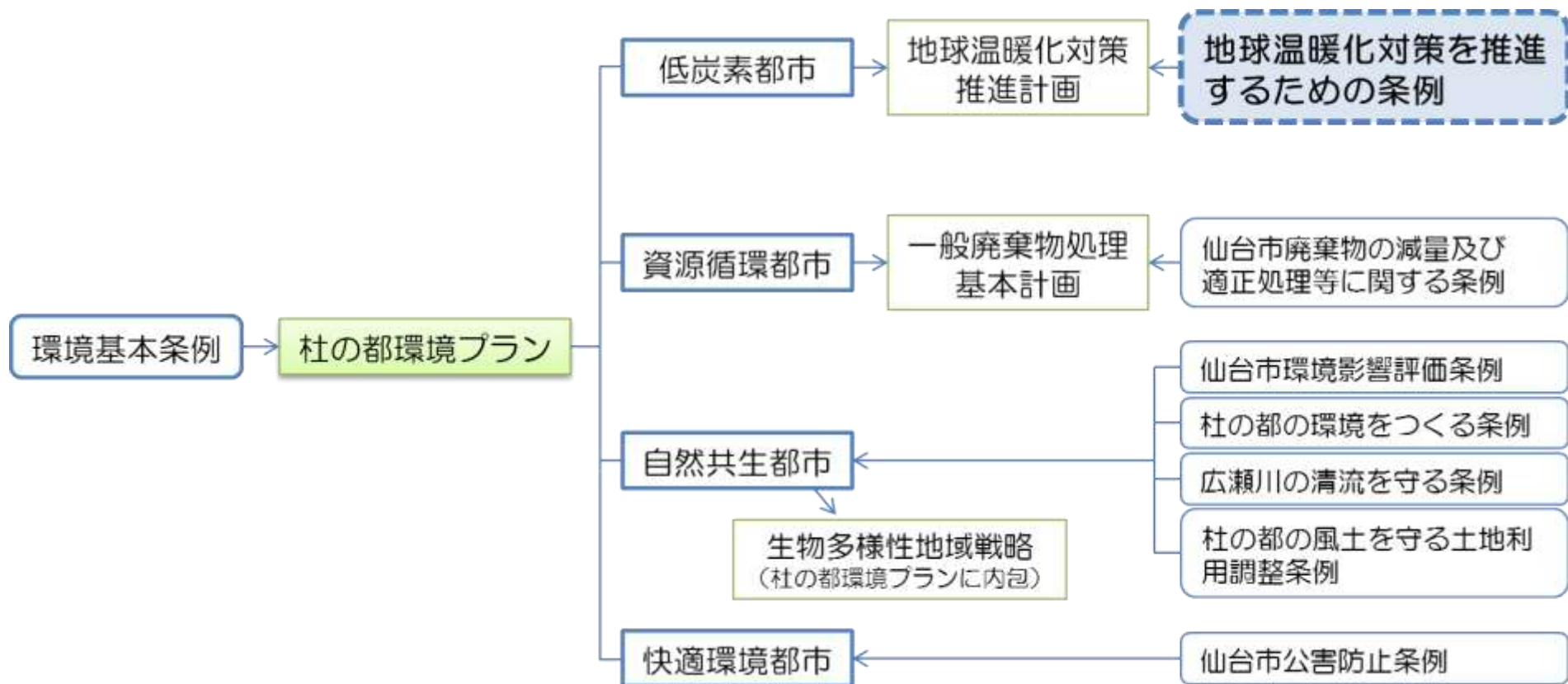
新・仙台市環境行動計画

- 公共施設への再生可能エネルギーやLED等の省エネ設備の率先導入
- 環境配慮行動の推進

4. 地球温暖化対策を推進するための条例

(1) 「杜の都環境プラン」に掲げる都市像と関連条例

- 「低炭素都市」の実現に向け、市民・事業者と一体となり積極的に地球温暖化対策に取り組むことが不可欠



4. 地球温暖化対策を推進するための条例

(2) 地球温暖化対策を推進するための条例の検討

- 市民・事業者・市、それぞれの責務や取り組みを明確にし、地球温暖化対策に連携して取り組む

想定される条例の枠組み

- ◆ 目的
- ◆ 各主体の責務
- ◆ 行政計画の策定・公表
- ◆ 市民の取り組み
 - 省エネ製品の使用、公共交通機関等の利用など
- ◆ **事業者の取り組み**
 - 省エネ設備の導入、**(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム**など
- ◆ 市の取り組み
 - 省エネ設備の導入、環境配慮行動など

国の施策の枠組みや、本市の他条例との整合を図りながら検討する必要

他政令市の条例制定状況

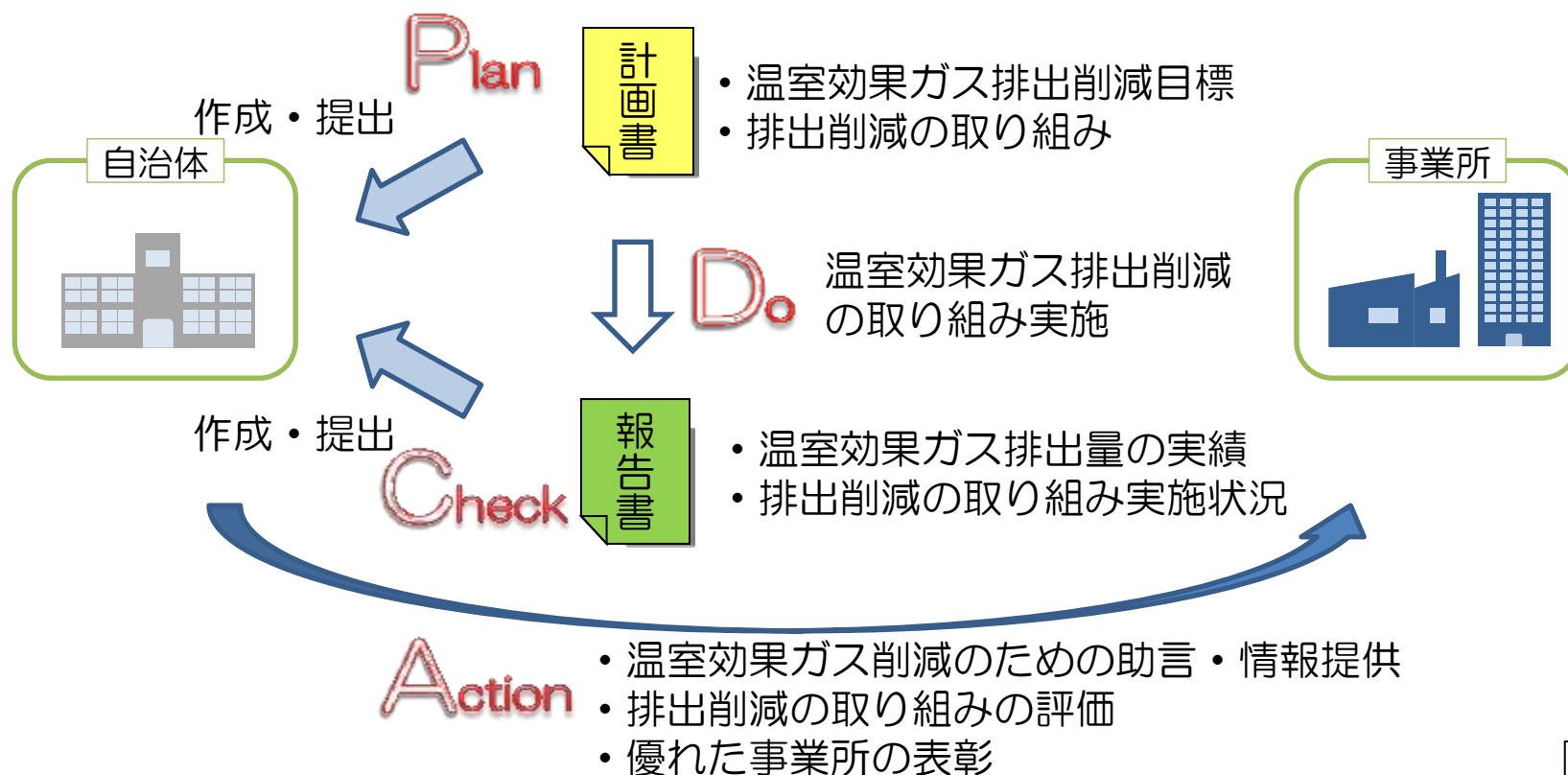
- 地球温暖化対策に関する個別の条例 ⇒ 4市
- 生活環境の保全に関する条例などで地球温暖化対策に関する規定 ⇒ 5市

事業者の温室効果ガス及びエネルギーコスト削減のための仕組みを検討

5. (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム

(1) 事業者の温室効果ガス削減に向けた仕組みの概要

- 事業者と協働し、温室効果ガスとエネルギーコスト削減のPDCAに取り組む仕組み
- 他自治体において「温室効果ガス削減計画書制度」などの名称で実施
- 自治体によって助言や表彰の有無など、制度の実施手法が異なる



5. (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム

(2) 他自治体における取り組み状況

- 30都道府県、10政令市で制度を導入しており、その運用により温室効果ガスの削減に一定の成果をあげている

	都道府県 (30) ※	政令市 (10)	
		条例	要綱等
北海道・東北	北海道、岩手県、秋田県	札幌市	
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県	さいたま市、横浜市、川崎市、相模原市	
中部	石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県	名古屋市	
近畿	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県	京都市	神戸市
中国・四国	鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県	広島市	
九州	長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県	-	福岡市

※ 条例により規定されている自治体

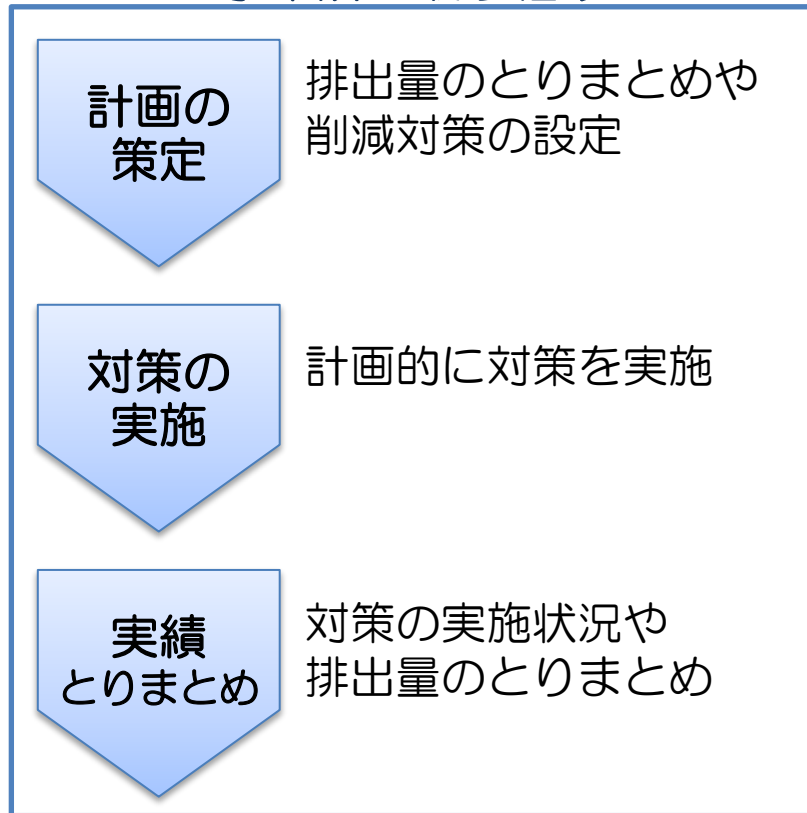
6政令市（静岡市、浜松市、大阪市、堺市、岡山市、熊本市）では、府県の制度が適用されている

5. (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム

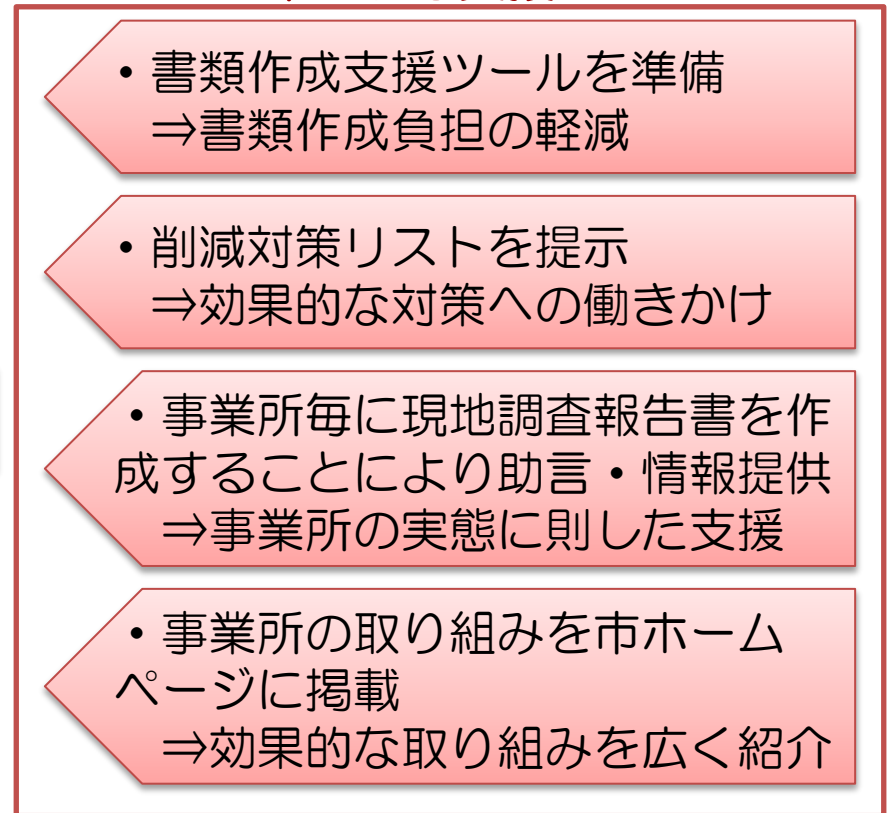
(3) モデル事業の実施

- 制度導入にあたっての課題整理や、制度内容に関する意見を聴取するため、平成28年10月～平成30年3月に、市内10事業所の参画・協力を得てモデル事業を実施
- 市職員が定期的に訪問し、設備や対策の実地調査や助言、意見交換を実施

事業所の取り組み



市による支援



5. (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム

(4) 事業者からの制度に関する意見・要望

- 参画事業所からは制度に関して以下のような声が寄せられた

	意見・要望
計画書・ 報告書作成	<ul style="list-style-type: none">省エネ法の担当者であれば書類作成は容易。書類作成支援ツールがあると負担は小さくなる。分かり易い手引き等があると良い。
助言・ 情報提供	<ul style="list-style-type: none">自社の取り組みを客観的に見て評価してもらえるのは参考になる。市と定期的に意見交換する機会は必要。
評価	<ul style="list-style-type: none">事業拡大で排出量が増加する場合に、低評価になるのが懸念される。排出量だけでなく取り組みの努力も評価する制度が望ましい。
表彰	<ul style="list-style-type: none">市から表彰されることは事業上のメリットになる。表彰されたことが明確に分かる認証・認定制度があると良い。

5. (仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム

(5) モデル事業のまとめと今後の方向性

まとめ

- モデル事業の参画事業所からは、「新たな削減対策の推進に繋がった」、「対外的にアピールできた」、「自社の省エネの取り組みを知るきっかけになった」など、制度に関して肯定的な意見があった
- 1年半という短期間での取り組みであったが、助言や情報提供などの事業者への支援により、複数の事業所で温室効果ガスの削減に繋がった



- モデル事業を踏まえ、アクションプログラムの制度内容について検討を進める
- 他自治体においては、事業者に計画書・報告書の提出を義務付けることにより制度の実効性を担保している事例が多い
 - 制度内容について条例への位置付けも含め検討

6. 主な論点

主に以下のような論点を想定し検討を進める

地球温暖化対策を推進するための条例

- 地球温暖化防止に向けて、各主体に求められる責務や取り組み
- 条例に盛り込むべき各種の地球温暖化対策

など

(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム

- 対象とする事業者
- 事業者の削減対策を支援する仕組み（助言・情報提供）
- 事業者の積極的な取り組みを促進する方策（評価・表彰）

など